大阪府
Osaka Prefectural Government

2026（令和8）年８月

2026（令和８）年度版

中小企業者の皆さまへ

大阪府制度融資のご案内

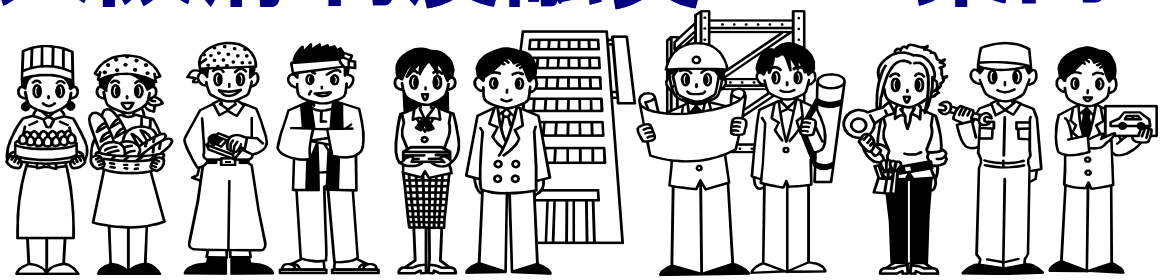

開業時及び開業後５年未満の方	開業・スタートアップ応援資金	開業資金 地域支援ネットワーク型	P5~6
小規模企業者の方	小規模企業サポート資金	小規模資金 地域支援ネットワーク型 市町村連携型	P5~6
新たな取組みにチャレンジされる方	チャレンジ応援資金	法認定型 金融機関提案型 設備投資応援融資（一般型、DX・カーボンニュートラル型、計画認定型、市町村連携型、保証料補助型） SDGsビジネス支援資金 事業承継支援資金（無保証人型、計画承認型） 事業者選択型経営者保証非提供促進資金 経営力強化資金 金融機関協調支援型 モニタリング強化型	P7~10
災害・経済情勢悪化等の影響を受けている方	経営安定サポート資金 経営改善サポート資金（再生支援強化型）		P11~12

目次

① 融資対象となる方 ・・・ 1
② お申込みの流れ ・・・ 2
③ お申込みに必要な主な書類・入手先 ・・・ 3
④ お申込み窓口・お問合せ先 ・・・ 3 ～ 4
⑤ 成長支援型融資メニュー ・・・ 5 ～ 10
⑥ セーフティネット系融資メニュー ・・・ 11 ～ 12
⑦ 取扱金融機関 ・・・ 9 ～ 10
⑧ 市町村による開業・スタートアップ応援資金に係る創業支援策（利子補給・保証料補助） ・・・ 13
⑨ 小規模企業サポート資金(市町村連携型)実施市町村一覧 ・・・ 14
⑩ 設備投資応援融資（市町村連携型）実施市町村一覧 ・・・ 15
⑪ 令和８年度チャレンジ応援資金（金融機関提案型）融資メニュー一覧 ・・・ 16 ～ 21
⑫ その他の融資制度のご案内 ・・・ 22 ～ 23

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課

大阪府　制度融資　検索

融資対象となる方

大阪府内において事業を営む「中小企業者」または「協同組合等」に該当する方(①・②)がお申込みいただけます。
※ 小規模企業サポート資金は、「小規模企業者」(③)に該当する方がお申込みいただけます。
融資後には金融機関等によるフォローアップがあります。

① 中小企業者（ 資本金、従業員数のいずれかが、下表の要件を満たす会社および個人事業者）

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、旅行業、以下に掲げる以外の業種	３億円以下	３００人以下
ゴム製品製造業（タイヤ製造業等を除く）		９００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
小売業（飲食業を含む。）	５，０００万円以下	５０人以下
サービス業	５，０００万円以下	１００人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
旅館業	５，０００万円以下	２００人以下
医療法人等	－	３００人以下

※特定非営利活動法人については、常時使用する従業員の数が３００人（小売業については５０人、卸売業又はサービス業については１００人）以下の法人。
［申込みが可能な資金については、各種制度融資概要（5～12ページ）の「備考」欄をご確認ください。］
※根拠法により、企業規模要件が別に定められている制度があります。

② 協同組合等（中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合　等）

③ 小規模企業者（ 従業員数が、下表の要件を満たす会社および個人事業者）

業種	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、旅行業、以下に掲げる以外の業種	２０人以下
商業、サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）	５人以下
医業を主たる事業とする法人	２０人以下
法に基づく事業協同小組合等	窓口でご確認ください

※特定非営利活動法人については、常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業については５人）以下の法人。
［申込みが可能な資金については、各種制度融資概要（5～12ページ）の「備考」欄をご確認ください。］

次のいずれかに該当する場合には、この制度は利用できません。

① 原則として、農林漁業、金融・保険業（下記業種を除く）、風俗営業（公序良俗の観点から問題がある場合）、性風俗関連特殊営業、宗教法人、学校法人、一般社団法人・一般財団法人・社会福祉法人（医業を主たる事業とする法人を除く）などの場合
- 保険媒介代理業
- クレジットカード業・割賦金融業
- 金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）
- 商品先物取引業・商品投資顧問業
- 補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第25項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第3条第1項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）
- 金融代理業（金融商品仲介業に限る。）

② 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合
③ 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない方の保証人になっている場合
④ 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債務等に延滞等の債務不履行等がある場合
⑤ 原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債務等に延滞等の債務不履行等がある方の保証人になっている場合
⑥ 原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合
⑦ 金融機関と取引停止中、又は第１回不渡発生後６ヵ月を経過していない場合
⑧ 暴力的不法行為者が申し込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融あっせん屋等の第三者が介在する場合
⑨ 許認可又は登録等を必要とする事業で当該許認可又は登録等を受けていない場合
※上記のほかに、利用できない主な例がありますので、詳細は各融資の案内パンフレットをご覧ください。

お申込みの流れ

大阪府の中小企業者向け融資制度は、

（１）大阪府や保証協会等に申し込み、金融機関へのあっせんを受ける**「あっせん方式」**と、

（２）金融機関に申し込み、当該金融機関から融資を受ける**「金融機関経由方式」**の2種類に大別されます。

（１）あっせん方式・・・行政機関等が窓口となります。

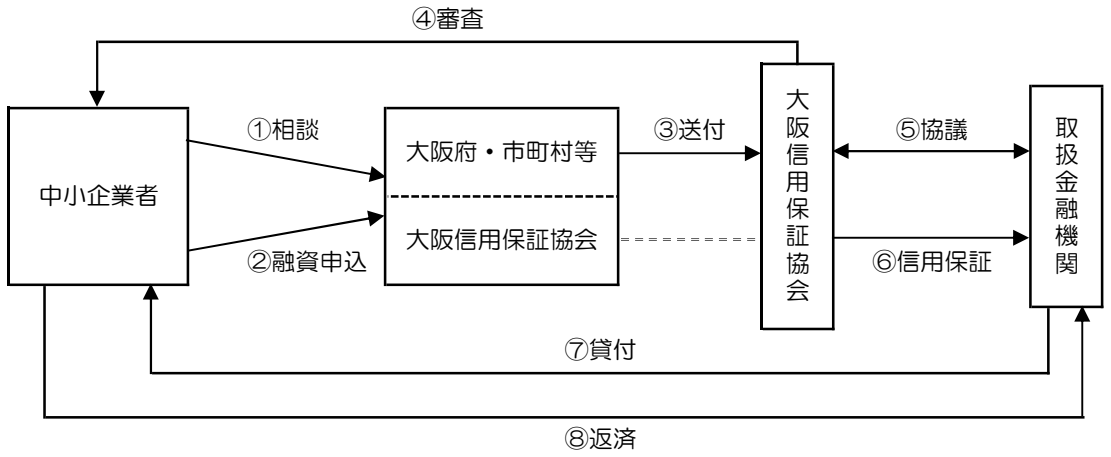

（２）金融機関経由方式・・・金融機関が窓口となります。

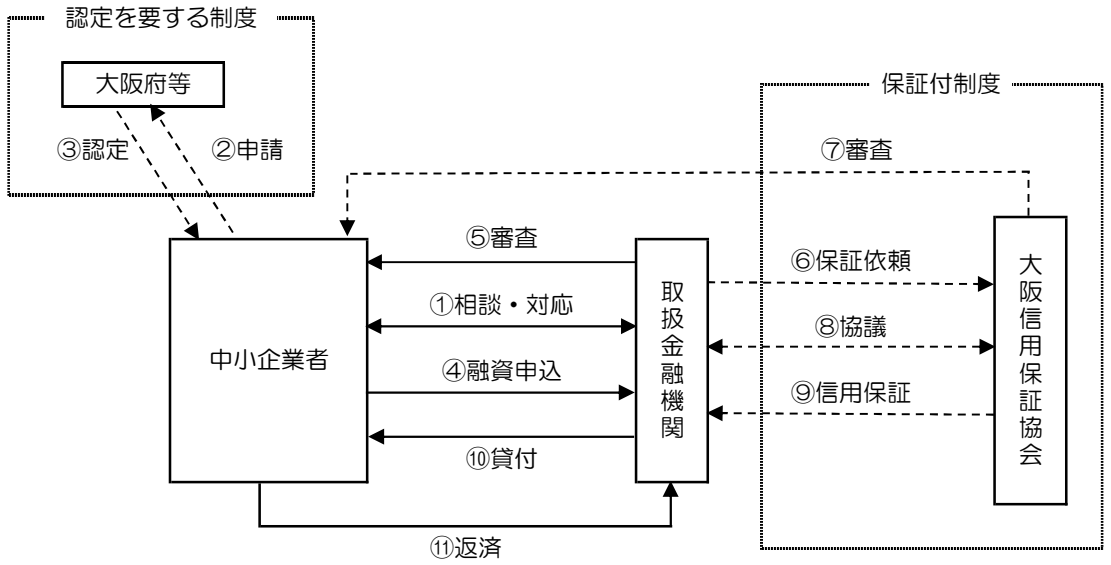

②、③は知事等の認定を受ける場合に限ります。

⑥～⑨は大阪信用保証協会の保証付融資の場合に限ります。

各融資メニューの申込方式については、各種制度融資概要(5～12ページ)の「申込窓口」欄をご確認ください。

なお、融資に関するご相談は、取扱金融機関のほか、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課、大阪信用保証協会、大阪府内市町村中小企業金融担当課（ただし、事業所か居住地がある市町村）でも承っております。

お申込みに必要な主な書類・入手先

主な申込書類		入手先
信用保証委託申込書（緑色） ※申込窓口が金融機関の場合		取扱金融機関
大阪府中小企業向け融資申込書兼信用保証委託申込書（茶色） ※申込窓口が大阪府金融課・大阪府内市町村（大阪市は開業資金を除く）・大阪信用保証協会の場合		大阪府の窓口（金融課、府民お問合せセンター情報プラザ（府税事務所内））、大阪信用保証協会、大阪府内市町村
納税証明書　等		税務署、府税事務所、市町村
法人	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（写し可［注］）	法務局 ※オンラインや郵送でも取扱い可能です。
	決算書および附属明細書（写）（２期以上している場合は直近２期分）	
	確定申告書（２期以上している場合は直近２期分）	
個人	確定申告書（２期以上している場合は直近２期分）	
	住民票抄本　※完済後を含む初回申込の場合のみ［注］	市町村
申込者および連帯保証人の印鑑証明（原則発行後３ヵ月以内のもの［注］）		市町村（個人）、法務局（法人）
［設備資金の場合］　契約書（写）、見積書（写）　等		工事業者等
営業に際して必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合）		

※上記以外にも、融資の種類ごとに必要な書類の提出をお願いしております。
　詳細は、大阪府金融課・府民お問合せセンター情報プラザ等に設置の個別案内パンフレット、大阪府のウェブページ等でご確認ください。

［注］金融機関経由方式は写し可。あっせん方式は原本が必要。

信用保証料率の割引制度について

・決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）等により確認できる会社については、協会の定める料率から0.1%を引下げます。（例外あり）
・有担保保証のうち、責任共有対象制度の融資で9段階料率（年0.35～1.80%）が適用されるものについては、10%の割引があります。

お申込み窓口・お問合せ先

大阪府の制度融資についてのご質問・お申込み受付は…

◆取扱金融機関 （９～１０ページに記載の表をご参照下さい）

融資の種類によってお申込窓口が異なります。
5～12ページの「各種制度融資概要」の
「申込窓口」をご確認ください。

◆ 大阪信用保証協会

本支店名	お問合せ先	所在地	業務区域
本店※	06-6131-7321	〒530-8214　大阪市北区梅田3-3-20 （明治安田生命大阪梅田ビル4階）	大阪市・松原市・藤井寺市・羽曳野市・富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村
サポートオフィス※	06-6260-1730	〒541-0053　大阪市中央区本町1-4-5 （大阪産業創造館10階）	
堺支店	072-223-3011	〒590-0946　堺市堺区熊野町東3-1-4 （信用保証ビル）	堺市・高石市・泉大津市・和泉市・岸和田市・貝塚市・泉佐野市・泉南市・阪南市・大阪狭山市・河内長野市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町
東大阪支店	06-6781-9511	〒577-0035　東大阪市御厨中2-1-1 ※令和８年10月13日（火）より移転予定 【移転先】〒577-0801 東大阪市小阪１丁目14-32（信用保証ビル）	東大阪市・八尾市・柏原市
門真支店	06-6906-2511	〒571-8567　門真市新橋町34-21 （信用保証ビル）	門真市・守口市・大東市・寝屋川市・枚方市・交野市・四條畷市
千里支店	06-6835-3005	〒560-0082　豊中市新千里東町1-2-4 （信用保証ビル）	豊中市・池田市・箕面市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・島本町・豊能町・能勢町

※本店のお客様の申込相談・受付等は、原則としてサポートオフィスで行っています。

◆ 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課制度融資グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階
TEL 06-6210-9508　FAX 06-6210-9510

セーフティネット保証の認定窓口は…

開業資金のお申込みも受付しています。
（事業所又は居住地の市町村（大阪市は除きます））

◆ 市町村中小企業金融担当課 （５０音順）【2026（令和8）年4月現在】

市町村名	担当課	電話番号
池田市	商工振興課	072-754-6241
和泉市	商工来訪促進担当	0725-99-8123
泉大津市	地域経済課	0725-51-7651
泉佐野市	まちの活性課	072-469-3131
茨木市	産業振興課	072-620-1620
大阪市	企業支援課	06-6264-9844
大阪狭山市	産業にぎわいづくりグループ	072-366-0011
貝塚市	産業戦略課	072-433-7193
柏原市	産業振興課	072-972-1554
交野市	地域振興課	072-892-0121
門真市	産業振興課	06-6902-5966
河南町	農林商工観光課	0721-93-2500
河内長野市	産業観光課	0721-53-1111
岸和田市	産業政策課	072-423-9485
熊取町	産業振興課	072-452-6085
堺市	（公財）堺市産業振興センター	072-255-8484
四條畷市	産業振興課	072-877-2121
島本町	にぎわい創造課	075-961-5151
吹田市	地域経済振興室	06-6170-7217
摂津市	産業振興課	06-6383-1362
泉南市	産業振興課	072-483-8191
太子町	観光産業課	0721-98-5521

市町村名	担当課	電話番号
大東市	産業経済室	072-870-4013
高石市	産業共創課	072-265-1001
高槻市	産業振興課	072-674-7411
田尻町	産業振興課	072-466-5008
忠岡町	産業振興課	0725-22-1122
千早赤阪村	農林環境課	0721-72-0081
豊中市	産業振興課	06-6858-2189
豊能町	農林商工課	072-739-3424
富田林市	商工観光課	0721-25-1000
寝屋川市	都市一課	072-828-0751
能勢町	魅力創造課	072-734-3241
羽曳野市	経済労働課	072-958-1111
阪南市	企画課	072-489-4585
東大阪市	産業総務課分室	06-6748-7275
枚方市	商工振興課	072-841-1325
藤井寺市	産業労働課	072-939-1337
松原市	産業振興課	072-334-1550
岬町	産業観光促進課	072-492-2749
箕面市	商工労働課	072-724-6727
守口市	地域振興課	06-6992-1490
八尾市	産業政策課	072-924-3845

商工会・商工会議所一覧 （５０音順）【2026（令和８）年４月現在】

池田商工会議所	072-751-3344	河内長野市商工会	0721-53-9900	忠岡町商工会	0725-33-3208
和泉商工会議所	0725-53-0330	岸和田商工会議所	072-439-5023	豊中商工会議所	06-6845-8001
泉大津商工会議所	0725-23-1111	北大阪商工会議所	072-843-5151	豊能町商工会	072-739-1647
泉佐野商工会議所	072-462-3128	同　寝屋川支所	072-828-5151	富田林商工会	0721-25-1101
茨木商工会議所	072-622-6631	同　交野支所	072-892-6700	能勢町商工会	072-734-0460
大阪商工会議所	06-6944-6461	熊取町商工会	072-453-8181	羽曳野市商工会	072-958-2331
同　北支部（淀川、東淀川、西淀川、北、福島）	06-6130-5112	堺商工会議所	072-258-5581	阪南市商工会	072-473-2100
同　東支部（都島、旭、城東、鶴見、東成、生野）	06-6358-6111	四條畷市商工会	072-879-1656	東大阪商工会議所	06-6722-1151
同　中央支部（中央）	06-6944-6433	島本町商工会	075-962-5112	藤井寺市商工会	072-939-7047
同　西支部（此花、西、港、大正、浪速、西成）	06-6539-1666	吹田商工会議所	06-6330-8001	松原商工会議所	072-331-0291
同　南支部（天王寺、阿倍野、東住吉、平野、住之江、住吉）	06-6771-2211	摂津市商工会	06-6318-2800	岬町商工会	072-492-3311
大阪狭山市商工会	072-365-3194	泉南市商工会	072-483-6365	箕面商工会議所	072-721-1300
貝塚商工会議所	072-432-1101	大東商工会議所	072-871-6511	守口門真商工会議所	06-6909-3303
柏原市商工会	072-972-0881	高石商工会議所	072-264-1888	八尾商工会議所	072-922-1181
		高槻商工会議所	072-675-0484	大阪府商工会連合会	06-6947-4340

成長支援型融資メニュー

【2026（令和8）年4月現在】

	資金名称		利用資格の概要		融資限度額	利率	融資期間（据置期間）	担保	信用保証料率	申込窓口	備考
開業時及び開業後5年未満の方	開業・スタートアップ応援資金	【開業資金】	次の①～⑦のいずれかに該当する方。 ただし、事業開始前若しくは事業開始後２カ月未満の場合、創業資金総額の１/10以上の自己資金（※２）が必要です。	創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っている方又は業歴の浅い方で、次のいずれかに該当している方。 【事業開始前・事業開始後５年未満】 ①事業を営んでいない個人で、１ヵ月以内に個人で事業を開始しようとする方。 ②事業を営んでいない個人で、２ヵ月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。 ③事業を営んでいない個人であって、事業を開始してから５年未満の方。 ④事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して５年未満の会社。 【分社化】 ⑤中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、２ヵ月以内に新たに中小企業の会社を設立して事業を開始しようとする会社。 ⑥会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立してから５年未満の会社。 【法人成り】 ⑦事業を営んでいない個人が、法人成りした会社であって、個人で事業を開始してから５年未満の会社。	3,500万円 （開業資金と地域支援ネットワーク型の合計）	年１．６５％ （※3は１．４５％） 女性・若者・ｼﾆｱ・UIJﾀｰﾝ特例あり(※3)	10年以内（12ヵ月以内）	不要	年１．０％	取扱金融機関 または大阪信用保証協会･大阪府･市町村（大阪市を除く）	(※1) ・原則として、会社を設立して３年目、５年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受け、金融機関に対し「ガバナンスチェックシート」を提出する必要があります。 （※2） ・原則として事業を開始しようとされる方が当該事業に充てるために用意したもののうち、返済義務のない資金です。 ・自己資金は、原則として事業開始前から資産形成されていたことが、客観的書類等により確認できるものに限ります。 ただし、開業資金をご利用いただく場合は、これから事業を開始される方は保証申込日の原則6カ月以前、すでに事業を開始されている方は事業を開始した日の原則6カ月以前から資産形成されていたことが、客観的書類等により確認できるものに限ります。（客観的証明書等を添付できないものは、自己資金から除いてください。） ・法人で事業を開始する場合の自己資金額は、資本金のうち代表者の出資分および事業に利用予定の代表者の個人預金等に限ります。
		無保証人対応（※１）	次の②、④～⑦のいずれかに該当する方。 ただし、税務申告１期未了の場合は、創業資金総額の１/10以上の自己資金（※２）が必要です。						年１．２％	取扱金融機関	
		【地域支援ネットワーク型】	次の⑧～⑮のいずれかに該当する方。 ただし、⑧～⑪、⑭のいずれかに該当する方で、事業開始前若しくは事業開始後２カ月未満の場合は、創業資金総額の１/10以上の自己資金（※２）が必要です。	主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で地域支援ネットワーク型の取扱金融機関本支店での利用を希望する方。また、融資後３年間、金融機関、商工会・商工会議所および大阪産業局のフォローアップを受けるなどの支援対象となり、次のいずれかに該当する方。 【事業開始前・事業開始後１年未満】 ⑧事業を営んでいない個人で、１ヵ月以内（産業競争力強化法第2条第31項第１号に規程する認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方が、地域支援ネットワーク型の融資申込みを行う場合にあっては、6ヵ月以内）に個人で事業を開始しようとする方。 ⑨事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内(産業競争力強化法第2条第31項第１号に規程する認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方が、地域支援ネットワーク型の融資申込みを行う場合にあっては、6ヵ月以内)に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。 ⑩事業を営んでいない個人で、事業を開始して１年未満の方。 ⑪事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して１年未満の会社。 【事業開始後１年以上５年未満】 ⑫事業を営んでいない個人で、事業を開始して１年以上５年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の方、又は開業後1年以内（開業時を含む）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方。 ⑬事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して１年以上５年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の会社、又は会社設立後1年以内（会社設立時を含む）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社。 【法人成り】 ⑭事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始したのち、法人成りした会社であって、個人で事業を開始して１年未満の会社。 ⑮事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始したのち法人成りした会社で、事業を開始して１年以上５年未満であって、法人成り以前も含めて、申込時点で地域支援ネットワーク型を利用中の会社、又は開業後1年以内（個人で開業時を含む）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社。		年１．４５％ （※3は１．２５％） 女性・若者・ｼﾆｱ・UIJﾀｰﾝ特例あり(※3)	10年以内（12ヵ月以内）	不要	年0．5％	取扱金融機関 (※4)	(※3) 女性：事業主が女性であること 若者：事業主が、受付時点で35歳未満であること シニア：事業主が、受付時点で55歳以上であること UIJターン該当者：東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県）で在住していた方 が、府内で創業をするものであること なお、「利用資格の概要」の⑤⑥は、女性・若者・シニア・UIJターンの利用はできません。 (※4) 開業・スタートアップ応援資金（地域支援ネットワーク型）取扱金融機関に限ります。取扱地域及び取扱金融機関については、大阪府金融課又は大阪信用保証協会にお尋ねください。 ※特定非営利活動法人については利用できません。 ※地域支援ネットワークとは 地域金融機関（信用金庫等）及び商工会・商工会議所・大阪産業局が中心となり、地域に展開する他の支援機関とが有機的に連携し、当該地域で頑張る小規模企業者・開業者への総合的な支援（「金融と経営支援の一体化」）を行う枠組みです。 ※法人成りとは 個人で事業を開始したのち、新たに会社を設立して事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させたものをいいます。
		無保証人対応（※１）	次の⑨、⑪、⑬～⑮のいずれかに該当する方。 ただし、税務申告１期未了の場合は、創業資金総額の１/10以上の自己資金（※２）が必要です。						年0．7％		
小規模企業者の方	小規模企業サポート資金	【小規模資金】	大阪府内において原則として同一場所で融資申込の日以前６ヵ月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を確認することができる 小規模企業者の方。		2,000万円(※5)	年１．８５％	１０年以内（１２ヵ月以内） （１年以内は一括返済可）	原則不要	保証協会所定	原則金融機関 (※6)	(※5) 融資限度額は、大阪信用保証協会（他の保証協会を含む）の既存保証の残高を含めて2,000万円です。（例：残高500万円の方の申込みは1,500万円までとなります。）
		【地域支援ネットワーク型】 商工会・商工会議所の経営指導要	主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で地域支援ネットワーク型の取扱金融機関本支店での利用を希望する方で、融資後３年間、商工会・商工会議所のフォローアップを受けるなどの支援対象となり、次のいずれかに該当する小規模企業者の方。 ① 商工会・商工会議所が６ヵ月以上の経営指導を行い、経営改善が見込まれると判断される先であり、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。 ② 既に商工会・商工会議所の会員となって１年以上経過しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。 ③ 日本政策金融公庫における小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）を利用中の方で、商工会・商工会議所が十分に業況を把握しており、経営指導内容証明書の交付を受けることができる方。			年１．６５％				取扱金融機関 (※7)	(※6) 民間金融機関との取引実績がない方等については、大阪府金融課又は大阪信用保証協会での申込も可能です。 (※7) 小規模企業サポート資金（地域支援ネットワーク型）取扱金融機関に限ります。取扱地域及び取扱金融機関については、大阪府金融課又は大阪信用保証協会にお尋ねください。 開業・スタートアップ応援資金（地域支援ネットワーク型）の取扱地域とは異なりますのでご注意ください。 ※特定非営利活動法人については、医業を主たる事業とする小規模特定非営利法人のみ申込みが可能です。
		【市町村連携型】	この制度は、大阪府の小規模資金をベースに各市町村が独自に金利引下げや保証料補助等を行い、当該市町村内に事業所を有する事業者向けに優遇した制度として実施しているものです。 融資限度額、融資対象者、融資条件、取扱金融機関については、市町村ごとに異なります。詳細については、実施市町村一覧をご確認のうえ、各市町村担当課までお問合せください。		市町村ごとに異なります。	市町村ごとに異なります。					

【補足】事業転換や多角化に取り組む方について

- 事業転換や多角化に必要な資金を申し込まれる場合は、新規事業計画書（指定様式）を添付いただくことで、開業・スタートアップ応援資金・小規模企業サポート資金・チャレンジ応援資金（法認定型）のご利用が可能です。
- 事業転換・多角化とは、現行事業を継続若しくは縮小（廃止を含む。）し、現行事業とは別の新たな事業（総務省統計局が定める日本標準産業分類における小分類（飲食店の場合は中分類）について、現行事業と異なるもの。）を行うことをいいます。

担保について
有担保でお申込みの場合、不動産・有価証券等の確実な担保が必要です。
※ 農地、山林、雑種地、原野、仮登記物件など、現状によって担保として不適格なものがありますので詳しくは大阪信用保証協会へご確認ください。

連帯保証人について
必要となる場合があります。ただし、法人代表者（特定非営利活動法人は履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）に登記のある理事全員）を除いては、原則不要です。
次の方は、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。
・実質的な経営権を持つ方　・事業承継予定者　・同一事業に従事している配偶者
・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等
なお、全国統一制度であるスタートアップ創出促進保証制度に係る無保証人対応を適用する場合または事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合は不要です。

新たな取組にチャレンジされる方

チャレンジ応援資金

資金名称		利用資格の概要	融資限度額	利率	融資期間（据置期間）	担保	信用保証料率	申込窓口	備考
【法認定型】 ※大阪府担当課等の認定要		大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で経営環境変化等に対応するため、下記①、②いずれかの計画承認を受けた方または③に該当する方。 対象：①経営革新計画　②地域経済牽引事業計画 ③承認地域経済牽引支援機関である一般社団法人又は一般財団法人	2億円（組合：4億円） うち、無担保8,000万円	金融機関所定	20年以内 ［運転資金のみ］又は［無担保］7年以内（12ヵ月以内）	【有担保の場合】大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	年0．8％	取扱金融機関	※医療法人については利用はできません。 ※特定非営利活動法人については、①の利用はできません。
【金融機関提案型】		大阪府内において事業を営んでいる中小企業者の方で各取扱金融機関の定める要件に該当する方。 融資の種類、条件等については、金融機関提案型融資メニュー一覧をご確認のうえ、各取扱金融機関にお問合せください。	融資メニューごとに異なります。	融資メニューごとに異なります。			保証付は信用保証協会所定 保証なしは不要		※特定非営利活動法人の利用については、金融機関ごとに要件が異なりますので、各取扱金融機関にお問合せください。
【設備投資応援融資】	一般型	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方。	2億円 うち無担保8,000万円 （一般型とDX・カーボンニュートラル型と保証料補助型の合算）	年1．45％以下の金融機関所定（固定金利）	10年以内（12ヵ月以内）［無担保］ 20年以内（12ヵ月以内）［有担保］	【有担保の場合】大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定（※8）	取扱金融機関	※運転資金は、設備資金に付随するもので、設備資金の1/2以内となります。（計画認定型の利用資格②は運転資金は対象外） （申込時に事業計画で資金内容を確認します。） ※保証料補助型については、旧債借換資金としての利用はできません。 ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。ただし、「計画認定型①～④」については、医療法人・特定非営利活動法人は利用できません。 （※8） DX・カーボンニュートラル型は大阪信用保証協会の定める割引の対象となります。（概ね10%割引） （※9） 信用保証料率区分ごとに年0.22%～0.95%に相当する額を大阪府が補助する。なお、条件変更に伴い追加的に生じる信用保証料については、補助の対象外。
	DX・カーボンニュートラル型	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方。ただし、DX・カーボンニュートラルに関連する資金に限ります。							
	計画認定型 ※国等の認定要	一般型の条件に加え、以下のいずれかに該当する方（①～④は医療法人および特定非営利活動法人を除く。）。 ① 中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動を営む方 ② 中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき、先端設備等の導入を図る方 ③ 中小企業強靭化法に規定する認定事業継続力強化計画に基づき事業を行う方 ④ 中小企業強靭化法に規定する認定連携事業継続力強化計画に基づき事業を行う方 ⑤ 経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律第28条の認定を受けた方	①～④それぞれに 2億円 うち、無担保8,000万円 ⑤ 2億円（組合：4億円） うち、無担保8,000万円						
	保証料補助型	一般型の条件に加え、賃上げ環境の整備に向けた「生産性向上」を目的とした設備投資に取り組み、かつ申込に際しての誓約事項に同意する書面を提出している方。 ※令和8年5月11日から11月30日までに保証申込をし、令和9年1月31日までに融資実行されたものに限ります。（予算額に到達次第終了）	無担保8,000万円 （一般型とDX・カーボンニュートラル型と保証料補助型の合算）		10年以内（12ヵ月以内）［無担保］	不要	保証協会所定（※9）		
	市町村連携型	この制度は、大阪府の設備投資応援融資（一般型、DX・カーボンニュートラル型、計画認定型）をベースに各市町村が独自に金利引下げや保証料補助等を行い、当該市町村内に事業所を有する事業者向けに優遇した制度として実施しているものです。 融資限度額、融資対象者、融資条件、取扱金融機関については、市町村ごとに異なります。詳細については、実施市町村一覧（１５ページ）をご確認のうえ、各市町村担当課までお問合せください。	市町村ごとに異なります。	市町村ごとに異なります。			保証協会所定		
【SDGsビジネス支援資金】		大阪府内において事業を営んでいる中小企業者のうち、SDGsの取り組みに関する事業計画を策定し、その実行に取り組む方で、計画に記載した目標の達成状況を自己評価し、金融機関及び大阪信用保証協会に対し報告（融資後３年間・年１回）することが可能な方	2億円 うち、無担保8,000万円	年1．65％以下の金融機関所定（固定金利）	7年以内（6ヵ月以内）	【有担保の場合】大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定		※既存借入の借換はご利用いただけません。
【事業承継支援資金】	無保証人型	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、次のア～エの全ての要件を満たし、以下の①又は②のいずれかに該当する方 ア 資産超過であること イ 返済緩和中でないこと ウ EBITDA有利子負債倍率（＊）10倍以内 ＊（借入金・社債-現預金）／（営業利益＋減価償却費） エ 法人と経営者の分離がなされていること ①３年以内に事業承継（＝代表者交代）を予定する「事業承継計画」を有する法人 ※事業承継特別保証を複数回利用する場合は、事業承継特別保証１回目の保証日から３年以内に保証申込みを行うものに限ります。 ②代表者が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより事業活動の継続に支障が生じているとして、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者（※12）	2億円 うち、無担保8,000万円 （無保証人型の②、計画承認型の①、③は上記とは別にそれぞれ2億円（うち無担保8,000万円）の限度額を有します。）	年1．65％以下の金融機関所定（固定金利）	10年以内（12ヵ月以内）	【有担保の場合】大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定（※10）	取扱金融機関（※11）	（※10） 事業承継・引継ぎ支援センターならびに中小企業活性化協議会の確認を受けた場合、保証料が軽減されます。 （※11） 与信取引のある金融機関に限ります。 （※12） 士業法人、組合、特定非営利活動法人、医療法人は除きます。 （※13） 後継者の方が代表者に就任する前・開業する前に融資実行を受ける必要があります。
	計画承認型 ※大阪府担当課の認定要（①～④）	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者又はその代表者個人等で、以下の①～⑤のいずれかに該当する方 ① 中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者（※12） ② 中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人（※12） ③ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた中小企業者（※12） ④ 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の認定を受けた「事業を営んでいない個人」（※13） ⑤ 事業会社の株主等から株式・事業用資産等を買い取るため、新たに設立された持ち株会社			利用資格①～④ 運転資金 10年以内（12ヵ月以内） 設備資金 15年以内（12ヵ月以内） 利用資格⑤ 無担保　15年以内（24ヵ月以内） 有担保　20年以内（24ヵ月以内）	【有担保の場合】大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	利用資格①～③ 保証協会所定 利用資格④、⑤ 年1.15%（無担保） 年0.95%（有担保）	取扱金融機関	
【事業者選択型経営者保証非提供促進資金】		府内で事業を営んでおり、以下の①～⑤までのいずれにも該当する法人である中小企業者の方 ただし、法人の設立後最初の事業年度の決算がない法人である中小企業者は①、②及び③、設立後最初の事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は③の要件は問いません ① 過去２年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること ② 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、代表者等への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと ③ 次の両方又はいずれかを満たすこと ⑴直前決算において、債務超過でない ⑵直前２期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でない ④ 次の⑴及び⑵について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ⑴申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ⑵申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者等への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと ⑤ 保証料率の引き上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること	8,000万円 (ただし、中小企業信用保険法第２条第５項第４号又は第５号の認定を受け、利用する場合は、一般関係に係るものとは別に8,000万円を限度額とします。)	年1．85％	10年以内（12ヵ月以内）	不要	保証協会所定（※14）	取扱金融機関	（※14） ・利用資格⑶①及び②に該当する場合 信用保証協会所定の信用保証料に、0.25%上乗せした保証料とし、うち年0.05%に相当する額について、国の補助が受けられます。 ・利用資格⑶①又は②に該当する場合又は法人設立後２事業年度の決算が未了の場合 信用保証協会所定の信用保証料率に、0.45%上乗せした保証料とし、うち年0.05%に相当する額について、国の補助が受けられます。 注)条件変更に伴い追加的に生じる信用保証料については、補助の対象外です。

		資金名称	利用資格の概要	融資限度額	利率	融資期間（据置期間）	担保	信用保証料率	申込窓口	備考
新たな取組にチャレンジされる方	チャレンジ応援資金	【経営力強化資金】 利用資格②は市町村認定要	大阪府内において事業を営む中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの ①金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。 ②中小企業信用保険法第２条第５項第５号に該当する者として、市町村長の認定を受けられた方で金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。	2億円（組合等４億円）うち、無担保8,000万円	金融機関所定	・運転資金：５年以内（６ヵ月以内） ・設備資金、運転・設備資金：７年以内（12ヵ月以内） ・保証付の既往借入金の借換資金 10年以内（12ヵ月以内）（※15）	【有担保の場合】大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定	取扱金融機関	（※15） 利用資格①については、資金使途が運転資金のみ（設備資金を含まない）の場合、据置期間は6ヵ月以内となります。 ※利用資格②については、所定の新型コロナウイルス感染症関連融資からの借換資金（新規資金を含むことも可能）に限ります。 ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。
		【金融機関協調支援型】	府内において事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する中小企業者の方 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の１割以上（融資期間１２カ月以上）のプロパー融資（保証協会の保証を付さない融資）を受けること。 ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。	2億円（組合：4億円）うち、無担保8,000万円	金融機関所定	・運転資金 10年以内（６ヵ月以内） ・設備資金、運転設備資金 １０年以内（12ヵ月以内）	【有担保の場合】大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定（※16）	取扱金融機関	（※16） 信用保証協会所定の信用保証料率に応じて、国から信用保証料の補助が受けられます。 ・利用資格①に該当する場合 0.15%から0.63%に相当する額 ・利用資格②に該当する場合 0.11%から0.47%に相当する額
		【モニタリング強化型】	府内において事業を営んでおり、認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関における、保証協会の保証を付さない融資の残高の割合が５割以上であるものに限る。	2億円（組合：4億円）うち、無担保8,000万円	金融機関所定	・運転資金 10年以内（６ヵ月以内） ・設備資金、運転設備資金 １０年以内（12ヵ月以内）	【有担保の場合】大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	保証協会所定（※17）	取扱金融機関	（※17） 信用保証協会所定の信用保証料率に応じて、年0.22%～0.95%に相当する額について、国の補助が受けられます。

上記の資金に加え、大阪府の制度融資（一部例外あり）においても一定の要件を満たす場合に経営者保証の非提供を選択することが可能です。

●事業者選択型経営者保証非提供制度

府内で事業を営んでおり、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者の方
ただし、法人の設立後最初の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立後最初の事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の要件は問いません
(1) 過去２年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
(2) 直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、代表者等への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
(3) 次の両方又はいずれかを満たすこと
　①直前決算において、債務超過でない
　②直前２期の決算において、減価償却前経常利益が連続して赤字でない
(4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
　①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
　②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者等への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと
(5) 保証料率の引き上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること

保証料率の上乗せ	直前決算で債務超過でない	直前決算で債務超過
減価償却前経常利益が直前２期連続赤字でない	保証料＋0.25%	保証料＋0.45%
減価償却前経常利益が直前２期連続赤字	保証料＋0.45%	対象外（本制度によって経営者保証を非提供とはできません）
法人設立後、決算が2期未満	保証料＋0.45%	

取扱金融機関【2026（令和８）年５月現在】

資金	種別	都市銀行				信託銀行	地方銀行									
		みずほ	三井住友	三菱UFJ	りそな	三井住友信託	あいち	阿波	池田泉州	伊予	愛媛	香川	関西みらい	紀陽	京都	高知
開業・スタートアップ応援資金	開業資金	×	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	地域支援NW型　※1															
小規模企業サポート資金	小規模資金	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域支援NW型　※1															
	市町村連携型　※2															
チャレンジ応援資金	法認定型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	金融機関提案型　※3	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	○	○	×
	設備投資応援融資															
	一般型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	DX・カーボンニュートラル型、計画認定型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	保証料補助型	○	×	×	○	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○	×
	市町村連携型　※2															
	SDGsビジネス支援資金	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	事業承継支援資金															
	無保証人型	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	計画承認型	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	事業者選択型経営者保証非提供促進資金	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	経営力強化資金	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	金融機関協調支援型	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	モニタリング強化型	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
経営改善サポート資金（再生支援強化型）		○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
経営安定サポート資金	セーフティネット型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	危機関連型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	オールラウンド型	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

資金	種別	地方銀行															
		滋賀	四国	静岡	三十三	但馬	徳島大正	トマト	富山第一	名古屋	南都	百十四	福井	北陸	北國	みなと	山口
開業・スタートアップ応援資金	開業資金	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○
	地域支援NW型　※1																
小規模企業サポート資金	小規模資金	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○
	地域支援NW型　※1																
	市町村連携型　※2																
チャレンジ応援資金	法認定型	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×
	金融機関提案型　※3	×	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
	設備投資応援融資																
	一般型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	DX・カーボンニュートラル型、計画認定型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	保証料補助型	×	○	×	○	○	○	○	×	×	○	○	×	○	○	○	×
	市町村連携型　※2																
	SDGsビジネス支援資金	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	事業承継支援資金																
	無保証人型	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	計画承認型	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	事業者選択型経営者保証非提供促進資金	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
	経営力強化資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
	金融機関協調支援型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
	モニタリング強化型	×	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×
経営改善サポート資金（再生支援強化型）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×
経営安定サポート資金	セーフティネット型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	危機関連型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	オールラウンド型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

資金	種別	信用金庫											
		尼崎	永和	大阪	大阪厚生	大阪シティ	大阪商工	北おおさか	きのくに	京都	京都中央	播州	枚方
開業・スタートアップ応援資金	開業資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域支援NW型　※1												
小規模企業サポート資金	小規模資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域支援NW型　※1												
	市町村連携型　※2												
チャレンジ応援資金	法認定型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	金融機関提案型　※3	×	○	○	×	○	○	○	○	×	○	×	○
	設備投資応援融資												
	一般型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	DX・カーボンニュートラル型、計画認定型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	保証料補助型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市町村連携型　※2												
	SDGsビジネス支援資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業承継支援資金												
	無保証人型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	計画承認型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	事業者選択型経営者保証非提供促進資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	経営力強化資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	金融機関協調支援型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	モニタリング強化型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
経営改善サポート資金（再生支援強化型）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
経営安定サポート資金	セーフティネット型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	危機関連型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	オールラウンド型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

資金	種別	信用組合								政府系	その他	
		大阪協栄	大阪貯蓄	近畿産業	成協	大同	中央	のぞみ	ミレ	商工中金	SBI新生	SBJ
開業・スタートアップ応援資金	開業資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	地域支援NW型　※1											
小規模企業サポート資金	小規模資金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	地域支援NW型　※1											
	市町村連携型　※2											
チャレンジ応援資金	法認定型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	金融機関提案型　※3	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	設備投資応援融資											
	一般型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	DX・カーボンニュートラル型、計画認定型	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	○
	保証料補助型	×	×	○	○	×	×	○	×	×	×	×
	市町村連携型　※2											
	SDGsビジネス支援資金	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	事業承継支援資金											
	無保証人型	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	計画承認型	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	事業者選択型経営者保証非提供促進資金	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	経営力強化資金	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	金融機関協調支援型	○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○
	モニタリング強化型	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
経営改善サポート資金（再生支援強化型）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
経営安定サポート資金	セーフティネット型	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	危機関連型	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	×	○
	オールラウンド型	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

※1 地域支援ネットワーク型の取扱金融機関については、府金融課又は大阪信用保証協会にお問合せ下さい。

※2 市町村連携型の取扱金融機関については、市町村ごとに異なります。各市町村担当課（４ページ上部の市町村中小企業金融担当課）にお問合せ下さい。

※3 金融機関提案型については、「金融機関提案型融資メニュー一覧（16～21ページ）」をご確認のうえ、各取扱金融機関にお問合せ下さい。

▲…保険法第２条第６項の規定により経済産業大臣が認める場合における同項の事象と同一の事象に対応するため、株式会社日本政策金融公庫法（平成１９年法律第５７号）第１１条第２項の規定による認定が行われたと経済産業大臣が認める場合において、その後に保険法第２条第６項の認定を受けたものとの関係では、株式会社商工組合中央金庫を除く。

セーフティネット系融資メニュー

災害・経済情勢悪化等（原油価格・物価高騰等）の影響を受けている中小企業者のみなさまを支援するための融資制度を実施していますので、ご活用ください。

【事業再生計画に基づき再生支援に取り組む場合】 ⇒ 資金繰りのサポート・国の保証料補助が受けられます。

【2026（令和8）年４月現在】

	資金名称		利用資格の概要	融資限度額	利率	融資期間（据置期間）	担保	信用保証料率	申込窓口	備考
災害・経済情勢悪化等の影響を受けている方	経営改善サポート資金（再生支援強化型）		大阪府内において事業を営んでおり、以下の①から⑫に掲げるいずれかの計画（※１）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方 ①独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画 ②認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条第１項に規定する産業復興相談センター含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画 ③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく調停における調書(同法第17条第１項の調停条項によるものを除く。)又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの ⑨中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪経営サポート会議(信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場)による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画 ⑫中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第２項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画	2億円うち、原則無担保8,000万円（※2）	年１．65%	15年以内（36ヵ月以内）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	①責任共有対象保証 年０．４%（実質） （※３） ②責任共有対象外保証 年０．４%（実質） （※３） いずれも経営者保証免除対応適用の場合は0.2%上乗せします。	取扱金融機関	（※１） 当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限ります。 （※２） 一般保証枠とは別に２億円（うち原則無担保8,000万円）の限度額となります。 （※３） ①本来の保証料は年0.8%(経営者保証免除対応を受ける場合は年1.0%)ですが、国からの保証料の一部補助により利用者負担は年0.4%となります。 ②本来の保証料は年1.0%(経営者保証免除対応を受ける場合は年1.2%)ですが、国からの保証料の一部補助により利用者負担は年0.4%となります。 ※特定非営利活動法人については、利用できません。
	経営安定サポート資金	セーフティネット型 市町村認定要 危機関連型	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた方。 ① ６ヵ月以上の業歴を有し、国が指定した「再生手続開始申立等事業者」に対し売掛金債権等を有する方。（※５） ② 取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受ける方。 ③ 突発的災害（事故等）により影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む方。 ④ 突発的災害（自然災害等）により影響を受ける特定の地域の方。 ⑤ 業況の悪化している業種に属する方。 ⑥ 金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になるなど資金繰りが悪化している方。 以下の認定要件をすべて満たす方。（※６） ・金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている方。 ・原則として最近１ヵ月の売上高等が前年同月に比して１５%以上減少しており、かつ、その後２ヵ月間を含む３ヵ月間の売上高等が前年同期に比して１５%以上減少することが見込まれる方。	2億円 うち、無担保8,000万円 （※7）	金融機関所定	10年以内（12ヵ月以内）	【有担保の場合】 大阪信用保証協会の定める不動産または有価証券等	利用資格①～④、⑥ 年０．９% 利用資格⑤ 年０．８%	取扱金融機関	（※５） 利用資格①は設備資金の取扱不可 （※６） 資金利用の前提として、「内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じている」旨の経済産業大臣の告示があることが必要です。 （※７） セーフティネット型の利用資格⑤については、原則無担保8,000万円となります。 ※特定非営利活動法人の申込みが可能です。
						10年以内（24ヵ月以内）		年０．８%		
		オールラウンド型 市町村認定不要	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、様々な要因により経営環境に影響を受け、以下の①～③のいずれかの最近1ヵ月の実績が前年同月と比べ減少している方。 ①売上高 ②売上高売上総利益率 ③売上高営業利益率			10年以内（12ヵ月以内）		保証協会所定		

セーフティネット保証に係る認定について

経営安定サポート資金（オールラウンド型を除く）、チャレンジ応援資金（経営力強化資金）（利用資格の②に限る）、チャレンジ応援資金（事業者選択型経営者保証非提供促進資金）（各種認定を利用する場合に限る）、をご利用いただく場合、市町村長の認定書が必要となります。
認定書は、各市町村のＨＰ等で様式をダウンロードのうえ必要書類を添付し各市町村担当窓口へ提出してください。（※各市町村担当窓口は4ページ参照）

【認定要件】

セーフティネット５号認定 （法第２条第５項第５号）	国が指定する業種に属する事業を営んでおり、最近３カ月の売上高等が前年同期の売上高等に比して５%以上減少している方
	国が指定する業種に属する事業を営んでおり、製品等原価のうち２０%以上を占める原油又は石油製品の仕入れ価格が２０%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方
	国が指定する業種に属する事業を営んでおり、為替相場の変動や人手不足等の外的要因により、原材料費や人件費等の増加を受けて利益率が２０%以上減少している等の影響が生じている方

※　業歴が１年３カ月未満でも、一定の要件を満たせば対象となる場合があります。

※　認定についての詳細は、市町村にご確認ください。

市町村による開業・スタートアップ応援資金に係る創業支援施策（利子補給・保証料補助）

【2026（令和8）年４月現在】

市町村名	支援施策	補助内容
１　和泉市	利子補給	・約定返済に係る利子の一部を補助 限度額：融資額合計で500万円まで 補給率：利子率の1％ 補給期間：借入日より3年間
２　泉大津市	利子補給	・借入金に係る利子の一部を補給 補給率：返済利率のうち年1％以内 ※個人事業主が本市在住でない場合年0.5％以内 限度額：対象資金の融資額内で最高500万円まで ※ただし、過去に利子補給を受けた者は補給対象限度額の500万円から前回申込みの対象資金の限度額を差し引いた額以内の額
３　泉佐野市	利子補給	中小企業総合支援制度として実施 ・対象限度額　1,000万円（1,000万円以下の場合は借入額が対象限度額） ・補給利率　融資利率の２分の１（ただし上限５万円） ・補給対象期間　融資の実行日から５年以内 ※ただし１事業者につき１融資のみ。また、保証料補助との併用不可
	保証料補助	中小企業総合支援制度として実施 ・保証料支払額の２分の１の額（ただし上限１０万円） ※ただし利子補給との併用不可。 また、保証料補助を受けた場合は、他の「中小企業総合支援補助金」を３年間受けることができません
４　茨木市	利子補給	・支払った利子のうち１％相当分（融資額600万円超が対象） 限度額：各年度10万円、合計30万円 交付期間：対象融資の実行日から３年
	保証料補助	・支払った保証料のうち１％相当分（融資額６００万円以下が対象） ※年度内１回限り
５　貝塚市	保証料補助	・支払った信用保証料が５万円以上の場合は５万円 ・５万円以下の場合は全額
６　交野市	保証料補助	・保証料支払額の２分の１（限度額：5万円）
７　河南町	保証料補助	・保証料支払額の2分の1以内（限度額：1融資につき20万円）
８　吹田市	利子補給	・約定返済に係る利子の一部を補助 補給額：最初の約定返済から12回分の約定返済に係る利子の額 補給限度額：年１％の利率に相当する利子額 申請の時期：借入日より2年間
９　大東市	保証料補助	・保証料支払額の２分の１の額（限度額：1融資につき５万円）
10　高石市	利子補給	・利子補給金交付制度を実施しています。 対象融資限度額：５００万円 補給率：１％ 交付期間：融資実行日から３年間
11　田尻町	利子補給	・利子補給限度額：年１％の利率に相当する利子額 融資金の限度額：2,000万円
12　忠岡町	利子補給	・支払い利息の一部を補助 限度額：対象融資の融資額以内で500万円を限度 利　率：返済利率の内1.0%を限度 期　間：最長5年
13　富田林市	保証料補助	・保証料支払額の２分の１（限度額：1融資につき２０万円）
14　枚方市	保証料補助	・保証料支払額の全額（限度額：1融資につき10万円）
15　藤井寺市	保証料補助	・保証料支払額の全額（限度額：1融資につき１０万円）
16　松原市	保証料補助	・保証料支払額の2分の1（限度額：1融資につき20万円）
17　守口市	保証料補助	・支払った保証料の額と5万円を比較して、いずれか少ない方の額。 （ただし、1事業者につき、1年度に1回を限度とする。）

小規模企業サポート資金（市町村連携型）実施市町村一覧（50音順）

【2026（令和8）年4月現在】

市町村名	制度名	限度額	融資利率	融資期間	据置期間	その他支援事業
1 池田市	池田市中小企業融資制度 （大阪府市町村連携型中小企業融資制度）	600万円	年1.1%	5年以内	6ヵ月以内	―
2 和泉市	和泉市中小企業融資制度	1,000万円	年1.0%	7年以内	6ヵ月以内	利子補給
3 茨木市	茨木市中小企業振興資金融資制度	1,250万円	5年以内：年1.15% 5年超え10年以内： 年1.25%	１０年以内	12ヵ月以内	保証料補助
4 大阪市	大阪市経営支援特別融資	2,000万円	年1.65%	10年以内	12ヵ月以内	―
5 大阪狭山市	大阪狭山市小規模企業融資あっせん制度	400万円	年1.3%	4年以内	6ヵ月以内	利子補給 保証料補助
6 貝塚市	貝塚市小規模企業者資金融資	600万円	年1.35%	10年以内	12ヵ月以内	保証料補助
7 柏原市	柏原市小規模企業事業資金融資	750万円	年1.75%	7年以内	6ヵ月以内	―
8 河内長野市	河内長野市小規模資金融資	500万円	年1.25%	7年以内	6ヵ月以内	―
9 岸和田市	岸和田市中小企業サポート融資	700万円	年1.25%	4年以内	6ヵ月以内	利子補給 保証料補助
10 熊取町	熊取町中小企業事業資金融資制度	400万円	年1.75%	4年以内	5ヵ月以内	保証料補助
11 堺市	堺市中小企業振興資金融資（無担保）	2,000万円	年1.75%	10年以内	12ヵ月以内	―
12 吹田市	吹田市小企業者事業資金融資	1,000万円	年1.35%	10年以内	12ヵ月以内	利子補給 保証料補助
13 摂津市	①摂津市中小企業事業資金融資	1,000万円	5年以内：年0.8% 5年超：年1.0%	600万円以下：５年以内 600万円超：７年以内	6ヵ月以内	利子補給 保証料補助
	②摂津市環境改善事業資金融資（設備資金） （※条件有・要相談）	300万円 （上記合算で 最大1,300万 円）	5年以内：年0.8% 5年超え：年1.0% （①との合算で600 万円超の場合のみ）	5年以内（①との合算で 600万円超：７年以内）		
14 高槻市	高槻市中小企業事業資金融資制度	600万円	年1.2%	4年以内	6ヵ月以内	保証料補助
15 富田林市	富田林市小規模企業融資	600万円	年1.55%	7年以内	6ヵ月以内	利子補給 保証料補助
16 寝屋川市	寝屋川市小規模企業事業資金融資あっせん	500万円	年1.4%	5年以内	6ヵ月以内	保証料補助
17 羽曳野市	羽曳野市小企業事業資金融資	300万円	年1.55%	4年以内	6ヵ月以内 (設備資金のみ)	保証料補助
18 東大阪市	東大阪市小規模企業融資制度	2,000万円	年0.8%	7年以内	6ヵ月以内	―
19 枚方市	枚方市小企業事業資金融資	400万円	年1.85%	4年以内	6ヵ月以内	保証料補助
20 松原市	松原市小規模事業者融資	500万円	年1.65%	5年以内	6ヵ月以内	利子補給 保証料補助
21 箕面市	箕面市中小企業事業資金融資	600万円	年0.9%	4年以内	5ヵ月以内	保証料補助
22 八尾市	八尾市小規模企業融資制度	700万円	年1.1%	4年以内	6ヵ月以内	保証料補助

※利用資格や支援事業の詳細等、制度の詳細については、各市町村担当課（４ページ上部の「市町村中小企業金融担当課」）にお問合せください。
　また、上記内容は変更されることがありますので、ご利用時は各市町村担当課にお問合せください。

※当資金以外でも、利子補給制度等を実施している市町村がありますので、制度融資のご利用時は各市町村担当課にお問合せください。

設備投資応援融資（市町村連携型）実施市町村一覧（50音順）

【2026（令和8）年4月現在】

市町村名	制度名	限度額	融資利率	融資期間	据置期間	その他支援事業
1 茨木市	茨木市中小企業設備投資応援資金融資	3,000万円（無担保）	年1.45%以下の取扱金融機関所定金利より▲0.2%（固定金利）	10年以内	12ヵ月以内	保証料補助
2 大阪市	大阪市設備投資応援融資	2億円（うち無担保8,000万円）	年1.45%以下の取扱金融機関所定金利より▲0.2%（固定金利）	無担保：10年以内 有担保：20年以内	12ヵ月以内	－
3 柏原市	柏原市チャレンジ応援資金（設備投資応援融資）	4,800万円（無担保）	年1.45%以下の取扱金融機関所定金利より▲0.2%（固定金利）	10年以内	12ヵ月以内	－
4 河内長野市	河内長野市設備投資応援融資	3,000万円（無担保）	年1.45%以下の取扱金融機関所定金利より▲0.2%（固定金利）	10年以内	12ヵ月以内	－
5 堺市	堺市中小企業設備投資応援資金融資（無担保）	8,000万円（無担保）	年1.45%以下の取扱金融機関所定金利より▲0.1%（固定金利）	10年以内	12ヵ月以内	－
6 八尾市	八尾市設備投資応援融資	2,000万円（無担保）	年1.45%以下の取扱金融機関所定金利より▲0.45%（固定金利）（※）	一般型・DX・カーボンニュートラル型：7年以内 計画認定型：10年以内	12ヵ月以内	－

（※）計画認定型で関西みらい銀行選択の場合、さらに▲0.1%

なお、以下の市では通常の設備投資応援融資（一般型・計画認定型）に対し、追加の支援施策を行なっています。

市町村名	制度名	限度額	融資利率	融資期間	据置期間	その他支援事業
1 泉佐野市	泉佐野市中小企業総合支援制度	－	－	－	－	利子補給・保証料補助
2 貝塚市	貝塚市中小企業信用保証料補給金交付制度	－	－	－	－	保証料補助

※ 利用資格や支援事業の詳細等、制度の詳細については、各市町村担当課（4ページ上部の「市町村中小企業金融担当課」）にお問合せください。
また、上記内容は変更されることがありますので、ご利用時は各市町村担当課にお問合せください。

令和8年度チャレンジ応援資金【金融機関提案型】融資メニュー一覧

金融機関がそれぞれの特徴や得意分野を活かし商品設計したもので、事業計画づくりや融資後のフォローアップといったサポートに努めるなど、頑張る、頑張ろうとする中小企業者を応援する融資メニュー

2026(令和8)年6月現在

■成長企業支援（頑張る中小企業応援）

※業態別・50音順

金融機関名	資金名	融資対象	融資限度額	融資利率 （金利を軽減）	融資期間
りそな銀行	大阪地域みらいづくり融資	大阪府で事業を営んでおり、成長に向けた事業計画を有し、かつ下記の認定制度を取得又は環境に関する意欲的な取組を実施する中小企業者 ・脱炭素経営宣言 ・私のSDGs宣言プロジェクト ・エコアクション21 ・大阪府男女いきいき・元気宣言 ・大阪府障がい者サポートカンパニー制度 ・健康経営優良法人 ・大阪製ブランド認定制度 ・大阪ものづくり優良企業賞 ・100億円宣言企業	【信用保証付】 2億8，000万円 （うち無担保8,000万円） 【信用保証なし】 10億円（保証付分含む）	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転（有担保・無担保） 6ヵ月以上7年以内 設備（有担保）6ヵ月以上20年以内 〃（無担保）6ヵ月以上10年以内 ［いずれも据置期間12ヵ月以内］ 【信用保証なし】 6ヵ月以上
関西みらい銀行	関西みらい「成長支援」融資	大阪府で事業を営んでおり、成長に向けた事業計画を有している中小企業者 ※①「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録企業」、②「『大阪ものづくり優良企業賞』受賞企業」、③「『大阪製ブランド』認証企業」に該当する方は、それぞれ金融機関所定金利より0.1%優遇（最大で0.3%優遇）	【信用保証付】 2億8，000万円 （うち無担保8,000万円） 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転（有担保・無担保） 6ヵ月以上7年以内 設備（有担保）6ヵ月以上20年以内 〃（無担保）6ヵ月以上10年以内 【信用保証なし】 運転（有担保・無担保）6ヵ月以上7年以内 設備（有担保・無担保）6ヵ月以上20年以内 〔いずれも据置期間12ヵ月以内〕
	関西みらい「従業員応援」融資	従業員が仕事や組織に「やりがい」や「愛着」を感じる職場環境整備に取り組む府内中小企業者(法人に限る) ※賃上げ促進税制を利用した方は、金融機関所定金利より0.1%優遇	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 2年以上10年以内
紀陽銀行	頑張る企業応援融資 （紀陽事業性評価融資）	法人及び個人事業主で、金融機関と事業内容や経営課題等を共有し、継続的なサポート等を受けることができる中小企業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 融資期間の制限なし
南都銀行	がんばる企業応援融資	当行の府内営業エリアに営業基盤を置き、現に事業拡大等を内容とする事業計画を有する中小企業者	【信用保証付】 2億8，000万円 （うち無担保8,000万円） 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転（有担保・無担保） 7年以内 設備（有担保）10年以内 〃（無担保） 7年以内 【信用保証なし】 運転（有担保・無担保） 7年以内 設備（有担保・無担保）10年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕
大阪信用金庫	事業性評価対応融資	経済産業省の企業健康診断ツール「ローカルベンチマーク」で事業性が評価できる中小企業事業者	【信用保証なし】 3億円	金融機関所定金利 (注)ただし、当初融資金額5,000万円以上の設備資金については、融資内容によって実行時に所定の手数料（実行額の0.5%（税別））が別途必要になる場合があります。	【信用保証なし】 運転（有担保・無担保） 10年以内 設備（有担保・無担保） 25年以内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕
大阪シティ信用金庫	大阪シティ成長性強化支援資金	成長分野での技術開発や新事業開始を目指す中小企業者	【信用保証付】 2億8，000万円 （うち無担保8,000万円） 【信用保証なし】 2億円	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転（有担保・無担保）7年以内 設備（有担保）15年以内 〃（無担保） 7年以内 【信用保証なし】 運転（有担保・無担保） 7年以内 設備（有担保・無担保）20年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕

次ページに続く ⇒

2026(令和8)年6月現在

※業態別・50音順

■成長企業支援(頑張る中小企業応援)

金融機関名	資金名	融資対象	融資限度額	融資利率 (金利を軽減)	融資期間
大阪商工 信用金庫	商工新成長サポート ローン	金融機関とともに将来展望のある事業計画が策定でき、金融機関の継続的なサポート(事業計画に基づき共に解決を行う)を受けることが出来る中小企業者	【信用保証付】 2億8，000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保) 10年以内 〃(無担保) 7年以内 ※土地・建物購入資金は20年以内 (有担保) 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 10年以内 設備(有担保) 20年以内 〃(無担保) 10年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕
	商工パートナーズ ローン	キャッシュフロー改善を通じて成長をめざす中小企業者・新たな設備取得をめざす中小企業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転・設備 10年以内 〔いずれも一括返済のみ〕
京都中央 信用金庫	ちゅうしん大阪いきいき プログラム	成長分野において、事業を営む中小企業者	【信用保証付】 2億円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 2億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保・無担保)7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保・無担保) 20年以内 〔いずれも据置なし〕
きのくに 信用金庫	きのくにチャレンジ企業 応援融資	成長分野(医療・介護・再生エネルギーに関連する産業等)において事業を営む中小企業者 金融機関とともに将来の事業計画を策定し、その成長性や新規性に期待ができる中小企業者	【信用保証付】 2億円 (うち無担保8,000万円)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保) 20年以内 〃(無担保) 10年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕

■海外展開支援

大阪信用金庫	海外取引事業者応援 融資	金融機関が定める、海外事業展開を計画または実施しているなどの 事業者	【信用保証なし】 運転資金:5，000万円 設備資金:1億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転 10年以内 設備 15年以内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕
大阪シティ 信用金庫	大阪シティ海外展開 支援資金	海外への直接投資、海外企業への生産委託、海外販路拡大など海外事業展開を行おうとする中小企業者	【信用保証付】 2億8，000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 2億円	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保) 15年以内 〃(無担保) 7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保・無担保) 20年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕

■販路開拓支援

京都銀行	ビジネスチャンス 拡大融資	新事業展開や事業拡大を目指す中小企業者	【信用保証付】 2億円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 2億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付・なし】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保) 10年以内 〃(無担保) 7年以内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕

■開業者支援

永和信用金庫	パワフルサポート・ エンジェル【Ⅰ型・Ⅱ型】	地域の活性化につながる事業を新たに開始される方(Ⅰ型)、もしくは創業後7年以内の事業者(Ⅱ型)で当金庫所定の要件を満たされる方	【信用保証なし】 運転資金:500万円 設備資金:1，000万円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保・無担保) 7年以内 〔いずれも据置24ヵ月以内〕
北おおさか 信用金庫	北おおさかスタートローン	これから事業を開始する方、または開業後2年以内の中小企業者	【信用保証なし】 500万円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 5年以内 設備(有担保・無担保) 7年以内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕

次ページに続く ⇒

2026(令和8)年6月現在

※業態別・50音順

■小規模企業者支援

金融機関名	資金名	融資対象	融資限度額	融資利率 （金利を軽減）	融資期間
大阪信用金庫	大阪応援融資	商工会議所、大阪経営力アッププロジェクト等で経営相談を行い、アドバイスに沿って真剣に取り組もうとしている中小企業者	【信用保証付・なし】 無担保　3，000万円 有担保　1億円	金融機関所定金利 (注)ただし、当初融資金額5,000万円以上の設備資金については、融資内容によって実行時に所定の手数料(実行額の0.5%(税別))が別途必要になる場合があります。	【信用保証付・なし】 運転(有担保)10年以内 〃（無担保） 7年以内 設備(有担保)10年以内 〃（無担保） 7年以内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕
北おおさか 信用金庫	地域いきいきローン	営業エリア内の小規模企業者	【信用保証なし】 500万円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保） 3年以内 設備(有担保・無担保） 5年以内

■ものづくり企業支援

池田泉州銀行	ものづくり応援ローン	製造業を営む中小企業者 ※「元気なモノ作り中小企業300社」選定企業、「大阪ものづくり優良企業賞」受賞企業、「おおさかエコテック」選定企業、「大阪府ものづくりイノベーション支援プロジェクト」認定企業の場合、金融機関所定金利より年0.10%優遇	【信用保証付】 2億8，000万円 （うち無担保8,000万円） 【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証付・なし】 運転(有担保・無担保）7年以内 設備(有担保） 10年以内 〃（無担保） 7年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕

■地域医療・介護企業支援

紀陽銀行	地域医療介護応援融資	法人及び個人事業主で、大阪府下において医療・介護事業を営む、または新たに営む中小企業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転　原則10年以内 （必要と認められる場合は30年以内）
徳島大正銀行	地域医療応援融資	適正な事業計画に基づき、開業・設備更新を行なう開業医	【信用保証付】 8，000万円 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保）10年以内 〃（無担保） 7年以内 設備(有担保）10年以内 〃（無担保） 7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保）20年以内 設備(有担保）20年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕
	高齢者向け 事業開業支援資金	大阪府内において、高齢者向け施設を設置・運営する中小企業者	【信用保証なし】 5億5，000万円 （うち無担保5,000万円）	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保） 7年以内 設備(有担保・無担保） 25年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕
永和信用金庫	ハートフル・アシスト	創業後2年を経過し、かつ12ヵ月決算を2期以上済まされた方で、介護・医療・障がい福祉・高齢者福祉・児童福祉を事業として行っている方	【信用保証なし】 運転資金：1，000万円 設備資金：2，000万円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保） 5年以内 設備(有担保・無担保） 10年以内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕
大阪信用金庫	介護ビジネス応援融資	介護ビジネス事業者を営む中小企業者（許認可取得事業者に限る）	【信用保証付・なし】 無担保　3，000万円 有担保　1億円	金融機関所定金利	【信用保証付・なし】 運転(有担保）10年以内 〃（無担保） 7年以内 設備(有担保）10年以内 〃（無担保） 7年以内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕

次ページへ続く⇒

2026(令和8)年6月現在

■地域医療・介護企業支援

※業態別・50音順

金融機関名	資金名	融資対象	融資限度額	融資利率 (金利を軽減)	融資期間
大阪商工 信用金庫	商工医療サポート ローン	地域医療を担う医療・保険衛生業(健保適用の医業・歯科医業・助産所・療術)	【信用保証付】 2億8，000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保) 10年以内 〃(無担保) 7年以内 ※土地・建物購入資金等は 20年以内(有担保) 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 10年以内 設備(有担保) 20年以内 〃(無担保) 10年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕
	商工介護サポート ローン	介護関連事業者・福祉介護関連事業者(許認可取得事業者に限る)	【信用保証付】 2億8，000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保)7年以内 設備(有担保) 10年以内 〃(無担保) 7年以内 ※土地・建物購入資金等は 20年以内(有担保) 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 10年以内 設備(有担保) 20年以内 〃(無担保) 10年以内 ※介護施設新築資金は 25年以内(有担保) 〔いずれも据置12ヵ月以内〕
枚方信用金庫	医療ビジネス応援資金 メディカルフレッチェ	営業エリア内にて地域医療を担う中小企業医療事業者	【信用保証付】 2億8，000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保) 5年以内 設備(有担保) 10年以内 〃(無担保) 7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 5年以内 設備(有担保)25年以内(※) 〃(無担保) 7年以内 ※運用建物の耐用年数以内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕
	介護ビジネス応援資金 介護フレッチェ	営業エリア内にて介護事業を行う事業者(許認可取得事業者に限る)	【信用保証付】 2億8，000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 5億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保) 5年以内 設備(有担保) 10年以内 〃(無担保) 7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 5年以内 設備(有担保)25年以内(※) 〃(無担保) 7年以内 ※運用建物の耐用年数以内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕
のぞみ 信用組合	<のぞみ>の 介護ビジネスローン	介護関連事業を営んでいる、または新たに営もうとする方 (許認可取得事業者に限る)	【信用保証付】 2億円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付・なし】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保) 20年以内 〃(無担保) 7年以内 ※【保証なし】の設備(有担保)は耐用年数の範囲内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕

次ページに続く ⇒

2026(令和8)年6月現在

※業態別・50音順

■建設・不動産関連企業支援

金融機関名	資金名	融資対象	融資限度額	融資利率 (金利を軽減)	融資期間
徳島大正銀行	街づくり応援融資	宅建業を営む中小企業者	【信用保証付】 2億8，000万円 （うち無担保8,000万円） 【信用保証なし】 1億円	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転（有担保・無担保） 7年以内 設備（有担保・無担保） 7年以内 【信用保証なし】 運転・設備（無担保）3年以内（※） ※ただし、戸建住宅の建築資金〈分譲用地購入資金として当行貸出現場に限る〉及び分譲用地購入資金については融資期間1年。） 〔いずれも据置なし〕

■設備投資応援

池田泉州銀行	設備投資応援ローン	設備投資を行う中小企業者 ※「働き方改革」に資する資金（事業活動に必要な設備投資）の場合、金融機関所定金利より年0.05%優遇 ※IT・IoT関連機器もしくは3次元積層技術関連機器（3Dプリンター等）を導入する場合、金融機関所定金利より年0.10%優遇 （金利優遇幅：最大年0.15%優遇）	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備 20年以内〔据置12ヵ月以内〕
紀陽銀行	地域医療介護設備応援融資	法人及び個人事業主で、大阪府下において医療・介護事業を営む、または新たに営む中小企業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備 30年以内
大阪信用金庫	設備投資応援融資	設備投資により更なる事業の発展をめざす中小企業者	【信用保証なし】 1億円	金融機関所定金利 （注）ただし、当初融資金額5,000万円以上の設備資金については、融資内容によって実行時に所定の手数料（実行額の0.5%（税別））が別途必要になる場合があります。	【信用保証なし】 設備 15年以内〔据置6ヵ月以内〕
	イノベーション設備応援融資	導入設備が事業計画で「生産技術の高度化」に繋がるものと確認でき、下記①から③のいずれかの条件を満たす中小事業者。 ①3Dプリンター、3DCAD・CAMを導入する企業 ②IoT推進ラボのIoT診断受診企業 ③その他、生産設備の高度化に関連する設備を導入する企業 ※当融資ご利用の場合は、金庫既存「設備投資応援融資」金利より優遇	【信用保証なし】 1，000万円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備 15年以内〔据置6ヵ月以内〕
大阪シティ信用金庫	大阪シティ設備投資応援資金	設備投資により業績向上を図ろうとする中小企業者	【信用保証なし】 2億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備 20年以内〔据置12ヵ月以内〕
大阪商工信用金庫	商工設備サポートローン	設備投資を行なう中小企業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 設備 20年以内〔据置12ヵ月以内〕

次ページに続く ⇒

2026(令和8)年6月現在

※業態別・50音順

■地域活性化支援

金融機関名	資金名	融資対象	融資限度額	融資利率 (金利を軽減)	融資期間
徳島大正銀行	地域経済活性化資金	大阪府内において事業を営む、業歴が3年以上の中小企業者で、地域経済の活性につながる事業計画(販路開拓、新規出店、新商品・新サービスの提供 等)をお持ちの方	【信用保証付】 2億8，000円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 5億8，000万円 (うち無担保8,000万円)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保) 20年以内 〃(無担保) 7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保) 25年以内 〃(無担保) 5年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕
大阪信用金庫	インバウンド事業 応援融資	インバウンドに対応するために 事業資金を必要としている 中小企業事業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利 (注)ただし、当初融資金額5,000万円以上の設備資金については、融資内容によって実行時に所定の手数料(実行額の0.5%(税別))が別途必要になる場合があります。	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 10年以内 設備(有担保・無担保) 25年以内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕
大阪シティ 信用金庫	大阪シティ地方創生・ インバウンド誘致・ 地域活性化資金	地域経済とかかわりのある事業で地域の活性化を図る中小企業者 (例 地域医療を担う医療事業者、空き店舗活用・商店街事業者、地方創生やインバウンド誘致に関連する事業者等) ※インバウンド誘致に関する事業を行う事業所については金融機関所定金利より0.2%優遇	【信用保証付】 2億8，000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 10億円(保証付分含む)	金融機関所定金利	【信用保証付】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保)15年以内 〃(無担保) 7年以内 【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 7年以内 設備(有担保・無担保)20年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕

■SDGs・カーボンニュートラル支援

りそな銀行	カーボンオフセット サポート融資@大阪	資金調達を通じて、温室効果ガス排出量可視化～カーボンオフセット～取組みの開示支援を一気通貫で受けたい府内中小企業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 1年以上
関西みらい銀行	関西みらい「ESGスタート」応援融資	ESG目標を具体的に設定し、達成に向け積極的で、当社の定める事業計画書を作成・提出する中小企業者(法人に限る)	【信用保証なし】 3億円	金融機関所定金利 (注)実行時に所定の手数料(原則、50万円(税抜))が必要となる場合があります。	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保)2年以上7年以内 設備(有担保・無担保)2年以上20年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕
大阪シティ 信用金庫	大阪シティ地域連携 ESGスタート資金	ESG／SDGsに取り組む法人 又は個人事業主	【信用保証付】 2億8，000万円 (うち無担保8,000万円) 【信用保証なし】 3億円	金融機関所定金利	運転 7年以内 設備 20年以内 〔いずれも据置6ヵ月以内〕
大阪商工 信用金庫	商工SDGsサポートローン	SDGsの取り組みに関する事業計画書を策定し、その実行に取り組む方で、計画に記載した目標の達成状況を自己評価し、金融機関に対し報告(融資後3年間・年1回)することが可能な中小事業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転(有担保・無担保) 10年以内 設備(有担保) 20年以内 〃(無担保) 10年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕
	商工脱炭素 サポートローン	大阪府の推進する「脱炭素宣言」を取得した府内中小企業者	【信用保証なし】 10億円	金融機関所定金利	【信用保証なし】 運転 10年以内 設備 20年以内 〔いずれも据置12ヵ月以内〕

※ 上記は、各融資メニューの概要です。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

※ 信用保証付き融資の場合は、別途、信用保証協会の定める信用保証料が必要となります。

『設備投資応援融資（チャレンジ応援資金）』計画認定型

対象事業	提出書類	担当部局	
経営力向上計画 （中小企業等経営強化法）	主務大臣の計画認定書（写） (経営力向上計画申請書（写）を含む)	国	中小企業税制サポートセンター （03-6281-9821）
先端設備等導入計画 （中小企業等経営強化法）	市町村長の計画認定書（写） (先端設備導入計画申請書（写）を含む)	各市町村にお問合せください。	
事業継続力強化計画 （中小企業強靭化法）	経済産業大臣の計画認定書（写） (事業継続力強化計画申請書（写）を含む)	国	近畿経済産業局 創業・経営支援課 経営力向上室 （06-6966-6119）
連携事業継続力強化計画 （中小企業強靭化法）	経済産業大臣の計画認定書（写） (連携認定事業継続力強化計画申請書(写)を含む)	国	
ＤＸ認定制度（情報処理の促進に関する法律第28条に基づく認定制度）	経済産業大臣の認定通知書及び認定申請書（写） (情報処理システムの運用及び管理に関する計画書（写）を含む)	国	経済産業省 商務情報政策局 情報技術利用促進課 （03-3501-2646）

『法認定型（チャレンジ応援資金）』 令和８年度対象事業等一覧表

類型区分・対象事業［注1］	提出書類［注2］	担当部局	
経営革新計画承認事業者 （中小企業等経営強化法）［注3］	事業計画書（写）、 知事又は大臣の承認書（写）	大阪府	経営支援課　経営革新グループ （06-6210-9494）
地域経済牽引事業者 （地域未来投資促進法）［注3］	事業計画書（写）、 知事の承認書（写）、 大阪府商工労働部長の確認書（写）		国際ビジネス・スタートアップ支援課 スタートアップ支援グループ （06-6210-9482）

［注1］　対象事業を追加・削除することがありますので、大阪府のウェブページで確認もしくは大阪府金融課制度融資グループにお問合せください。
また、事業そのものに関する問合せは、右欄の担当課にお問合せください。
なお、各事業とも令和７年度以降が対象です。（但し、当該年度以前に認定を受け、当該年度以降も認定を受けた事業期間が残存するものは利用可能です。）

［注2］　融資・保証審査にあたり要件等を確認するため、追加で書類の提出を求めることがありますので、あらかじめご了承願います。

［注3］　資金使途は、原則として認定（承認）・補助金交付決定を受けた事業の遂行に要する運転・設備資金に限ります。

『事業承継支援資金（チャレンジ応援資金）』計画承認型

類型区分・対象事業	提出資料	担当部局	
認定を受けた中小企業者(法人･個人事業主)、または法人の代表者認定を受けた事業を営んでいない個人 （中小企業経営承継円滑化法）	認定申請書（写） 知事の認定書（写） その他参考書類	大阪府	経営支援課　経営支援グループ （06-6210-9490）

その他の融資制度のご案内

大阪府の施策

■　小規模企業者等設備貸与制度

ご利用できる方	申込窓口 お問い合わせ先
○小規模企業者等 ・常時雇用する従業員が20人以下（商業・サービス業にあっては５人以下）の事業者（一定の要件を満たせば、50人以下の企業も申込み可能） ○創業者 ・事業を営んでいない個人であって、１か月以内に事業を開始する具体的な計画を有するもの ・事業を営んでいない個人であって、２か月以内に新たに会社を設立し、かつ当該（新たに設立された）会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの ・新たに事業を開始した個人又は会社であって、事業を開始した日又は会社設立の日以後５年を経過していないもの。ただし、分社化した会社や個人から法人成りした場合は創業者とはみなしません。	公益財団法人　大阪産業局 設備支援部　設備支援チーム 06-6947-4345

融資条件			
限度額		利率等	償還期間／リース期間
設備価格：100万円以上１億円以下 （消費税含む） 利用限度額：単年度あたり １億円 累計残高 2億円	割賦	割賦損料：年0.65%～年1.85%	3～10年 （設備の法定耐用年数以内）
	リース	月額リース料：0.946%～2.971%	3～10年 （設備の法定耐用年数によってリース期間が異なります）

■　ひと･まち･げんき融資（地域貢献活動支援融資）

ご利用できる方	申込窓口 お問い合わせ先
福祉の増進、雇用促進、子育て支援・人づくりの推進、安全・安心、環境保全、人権・文化の伸長等の地域貢献活動を行っている事業者（中小企業・社会福祉法人・ＮＰＯ法人等）	（一財）大阪府地域支援人権金融公社 （ヒューファイナンスおおさか） 06-6581-8624

限度額	利率等	返済期間
無担保：1,000万円まで	無担保 年3.55%以下 （NPO法人等：年3.45%以下）	【運転】 7年以内
有担保：1億円まで	有担保 年3.25%以下 （NPO法人等：年2.95%以下）	【設備】 10年以内（土地等取得資金は20年以内）

※各融資の詳細は、各申込窓口・金融課等に設置の個別案内パンフレット、大阪府のウェブページ等でご確認ください。

堺市の制度融資

堺市の制度融資は、金融機関が市の定める条件で堺市内の中小企業者に対して融資する制度です。
原則として公益財団法人堺市産業振興センターまたは大阪信用保証協会の保証をつけて実施しています。

機関名	URL	電話番号	所在地
(公財)堺市産業振興センター金融支援課	https://www.sakai-ipc.jp/	072-255-8484	大阪府堺市北区長曽根町183-5

国の融資

政府系金融機関では中小企業者の事業資金を対象とした各種融資制度があります。詳しくは、下記へおたずねください。

機関名	支店名	電話番号	所在地
（株）日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/ ※記載の電話番号はナビダイヤルです。一般の固定電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。 国民生活事業	大阪支店	0570-065604 ※	北区曽根崎2-3-5
	大阪西支店	0570-065446 ※	西区西本町1-13-47
	大阪南支店	0570-065596 ※	中央区西心斎橋2-2-7
	阿倍野支店	0570-065462 ※	阿倍野区松崎町3-15-12
	玉出支店	0570-065986 ※	西成区玉出中2-15-22
	十三支店	0570-065530 ※	淀川区新北野1-2-13
	東大阪支店	0570-068663 ※	東大阪市高井田元町2-9-2
	堺支店	0570-068698 ※	堺市北区長曽根町130-23
	守口支店	0570-068502 ※	守口市京阪北本通4-10
	泉佐野支店	0570-068829 ※	泉佐野市上町3-1-6
	吹田支店	0570-068846 ※	吹田市朝日町27-14
	大阪創業支援センター	06-6315-0306	北区曽根崎2-3-5
中小企業事業	大阪支店	06-6314-7615 06-6314-7810	北区曽根崎2-3-5
	大阪西支店	06-4390-0366	西区西本町1-13-47
	阿倍野支店	06-6623-2160	阿倍野区松崎町3-15-12
	東大阪支店	06-6787-2661	東大阪市高井田元町2-9-2
	堺支店	072-255-1261	堺市北区長曽根町130-23
	相談センター	0120-154-505	北区曽根崎2-3-5
農林水産事業	大阪支店	06-6131-0750	北区曽根崎2-3-5
（株）商工組合中央金庫 https://www.shokochukin.co.jp/	大阪支店	06-6532-0309	西区阿波座1-7-13
	梅田支店	06-6532-0309	西区阿波座1-7-13（大阪支店内）
	箕面船場支店	06-6532-0309	西区阿波座1-7-13（大阪支店内）
	船場支店	06-6261-8431	中央区南船場1-18-17
	堺支店	072-232-9441	堺市堺区戎島町3-22-1
	東大阪支店	06-6746-1221	東大阪市長田中2-1-32
	箕面船場営業所	072-729-9181	箕面市船場東2-5-55

大阪信用保証協会の保証制度
大阪信用保証協会では、本冊子でご紹介した大阪府制度融資以外にも、中小企業者の事業資金を対象とした各種保証制度があります。詳しくは、協会ウェブページ等でご確認ください。

ここでは制度の概要のみを記載しています。
具体的に利用をご検討中の方は、必ず事前に詳しい利用要件などを各融資の案内パンフレット・大阪府のウェブページ等で確認してください。
このパンフレットは、大阪府制度融資の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
制度融資では、大阪信用保証協会および金融機関の審査を受けていただくことになります。

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階
TEL 06-6210-9508

大阪府　制度融資　検索